第明治二十五種郵便物認可

△

	＋メタルＩＰ音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価 ＋メタルＩＰ音声系加入系地下光ケーブル延長km×（加入系地下光ケーブル延長km単価＋加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価）	＋音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価 ＋音声系加入系地下光ケーブル延長km×加入系地下光ケーブル延長km単価
中継系光ケーブル	1　設備量の算定 ⑴　収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、当該収容局のＣＷＤＭユニット数にＣＷＤＭ１ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 ［⑵・⑶　略］ ⑷　ループごとに、ＰＴＮリング数にＰＴＮ高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのＰＴＮリング心線数とする。 ⑸　⑶のＣＷＤＭ心線数、⑷のＰＴＮリング心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。 ⑹　⑸の光ケーブル条数から１を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと⑸の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 ⑺　ループごとに、⑸及び⑹で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。 ⑻　⑺の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。 ⑼　ループごとに、⑻の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（心数比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタルＩＰ音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルＩＰ音声系中継系架空光ケーブル延長km、メタルＩＰ音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルＩＰ音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。	1　設備量の算定 ⑴　収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、冗長化後ＣＷＤＭユニット数にＣＷＤＭ１ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 ［⑵・⑶　同左］ ⑷　ループごとに、ＰＴＮリング数にＰＴＮ高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのＰＴＮリング心線数とし、これら心線数と、ＰＴＮを共有しないデータ系心線数、⑶のＣＷＤＭ心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。 ［新設］ ⑸　⑷の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から１を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと⑷の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 ⑹　ループごとに、⑸の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。 ⑺　⑹の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。 ⑻　ループごとに、⑺の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。